

平成 27 年度「食育推進事業」の拡充内容について

食育・花育センター

◎ 拡充のねらい

- ・ 新潟市食育推進計画は、平成 26 年度が第 2 次計画の中間年度となり、第 3 次計画の策定を見据えて、今後の方向性を示し、具体的な取り組みができるよう準備が必要な段階である。
- ・ 第 3 次計画については、これまでどおり庁内関係各課がそれぞれの立場で主体性を発揮して食育に取り組むことはもちろん、整備された 2 つの拠点施設を活用した取組を行うことと、地域での取組を拡大することの両面において、食育の本課が本格的に事業実施の主体となることが不可欠であり、政策の企画立案、その実施がしやすい体制の整備と、そのための予算の確保が必要である。
- ・ そうした現状を踏まえた上で、本市が進める生きる力を育む「食育・農業体験」の第 2 段階として、子どもたちが「味わうことの大切さ」や「食べることの楽しさ」を実感することができる仕組みづくりを行うため、先行事例に習い、10 月を「味覚月間」、10 月第 3 週を「味覚週間」とし、取り組みの定着化を図るべく普及・啓発と「味覚の教室」を通じた体験の提供を中心に、「食育推進事業」を下記のポイントにより拡充する。
- ※ 第 1 段階の「新潟発 わくわく教育ファーム推進事業」についても、平成 27 年度事業を拡充する。
- ※ 第 3 段階については、自ら「調理する」ことができる知識や技術をこどものうちに身につけることができるようにすることを目指す。その際の課題として「こどもに対して調理の指導ができる」指導者のさらなる確保・育成が想定されるため、第 3 次計画の策定に併せてその方法を具体化し、再度拡充を図る。

◎ 平成 27 年度「食育推進事業」拡充のポイント

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 「味覚月間・味覚週間」の創設 及び「味覚の教室」の実施【新規】 2 ニーズに即した地域での取組を拡大するために「食育マスター制度」を充実【拡充】 3 食育・花育センター主催の料理教室の整理 及び 充実【拡充】 4 食育・花育センターで提供する団体体験プログラムへの外部講師活用【拡充】 |
|---|

◎ 拡充する内容及び既決予算からの変更点について

- 「味覚月間・味覚週間」の創設 及び（仮称）にいがた流 味覚の教室
 - 味覚月間・味覚週間 ⇒ 味覚教育の周知、普及・啓発 + 味覚の教室の取組期間
 - ・ 周知用のチラシ・ポスターを作成。価格・数量は食育マスター制度で作成した際のを基本とする。
 - ・ 普及・啓発用のリーフレットを作成。一般市民向けとし、味覚教育に対する興味・関心を抱いてもらうための資材とする。

○ 味覚の教室 ⇒ 体験の実施

1 小学校編

- ・ 市内の小学校、30人3学級で同時に開催できるように配慮。
- ・ 味覚体験のみ（3・4年生）、調理体験あり（5・6年生）の2パターンを、各区1校、合計16校で実施することを想定。
- ・ 講師1名・補助者3名を基本とする。単価は後述の食育マスターと同一とする。
- ・ 教材費については“口に入るもの”の分を補助する。
- ・ テキストはワークシート形式とし、拠点施設での使用も含めた冊数とする。

2 拠点施設編

- ・ 食育・花育センターとアグリパークで、味覚週間の土日に一般市民向けに、イベント的に実施する。
- ・ 体験人数は1回40人を想定。

3 ミニ体験編

- ・ 食育・花育センターでの食育ランドとして実施。10月（味覚週間のある月）の土日は味覚をテーマにした内容で実施。

○ 食育推進計画推進事業（全市で実施する事業）

○ 食育マスター制度

- ・ 市民ニーズが高いこと、組織目標と予算額の不一致を解消することを踏まえ、これまでの1回2名までの補助を1回3名までに拡充した上で、100回の派遣が可能となるように予算を増額。

○ 「にいがた流 食生活」実践事業（食育・花育センター等の拠点施設で実施する事業）

○ 料理体験教室

- ・ 市民からの要望を踏まえ、毎月の実施回数をプラス1回し、月9回・年間108回を開催の目安とする。

○ 保育付きの料理体験教室

- ・ 市民からのニーズが高い保育付きの料理教室について、毎月2回程度の実施をプラス1回し、毎月3回を目安とする。

○ 団体体験プログラム

- ・ 多様な体験を提供するべく、外部講師を活用する予算を確保する。
- ・ 5・6・7・9・10・11月の繁忙期に、各月2回の実施を想定。
- ・ 講師1名・補助者3名を基本とする。単価は後述の食育マスターと同一とする。

○ 予算額について

平成27年度予算額：15,000千円【前年比2,769千円増】

「食」と「農」を通して「生きる力」を養う 食育推進事業の実施イメージ

コメを中心とした伝統的な郷土料理や家庭料理など、地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承していくことの重要性に着目し、にいがた流 食生活の4つの区分に適合させた「えらぶ」「つくる」「たべる」「育てる」力を養うため、3つの新たな「食育・農業体験」を核に、食育推進事業を拡大します。

子どもたちを対象に、平成27年度は新たに五感を使った（仮称）「にいがた流 味覚の教室」を実施します。また、その担い手として新潟市食育マスターを積極的に活用します。



市民（特に子ども）

底上げをする取組	「食育の日」を契機とした取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回「食育の日」に、協力店による普及・啓発の取り組みを実施【平成18年度から実施】 ・協力店登録事業取扱規定を設け、協力店の増加を図る【平成25年度から実施】
	食育推進キャラクターの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「まいかちゃん」をアイキャッチに、普及・啓発を進める【平成19年度から実施】 ・着ぐるみ、イラストなどを準備し、全市的に活用を促す【平成21年度から実施】
	食育に関する普及資材の作成・配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがた流 食生活」マニュアルやレシピカードを作成・配布【平成20年度から実施】 ・食育・花育センター主催の料理体験教室のレシピを冊子化し、配布【平成26年度から実施】
	情報の受発信機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ及び食育・健康づくり総合情報サイトを構築【平成19年度から実施】 ・拠点施設の取り組みを含め、新たな情報の受発信機能の構築を進める【平成26年度から実施】
	「味覚月間」の設定とそれを契機とした取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「にいがた流 味覚の教室」の制度周知及び味覚教育の大切さの普及・啓発を行う。 ・先進事例のフランスに倣い10月を「味覚月間」、10月第3週を「味覚週間」とする【平成27年度新規】

